

# 第六次廃棄物処理計画等策定事業委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 委託事業の概要

### (1) 事業名

第六次廃棄物処理計画等策定事業

### (2) 事業目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、令和 12 年度までを計画期間とする「第六次滋賀県廃棄物処理計画」および「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定するにあたり、必要な調査を行うとともに、同計画案を作成することを目的とする。

また、令和 6 年 3 月の環境省通知等において、プラスチック等の資源循環強化、災害対策強化、気候変動対策の推進等の観点から、中長期的な視点での安定的・効率的な廃棄物処理体制の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画を策定することが求められていることから、令和 32 年度までを計画期間とする「廃棄物処理長期広域化・集約化計画」を策定するにあたり、必要な調査を行うとともに、同計画案を作成することを目的とする。

### (3) 事業内容

別添仕様書のとおり

### (4) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 12 月 28 日まで

## 2 予定価格

金 44,116,155 円（消費税および地方消費税の額を含む）

## 3 参加者

公募による

## 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

《営業種目》

大分類：「役務」

中分類：「各種調査業務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、当プロポーザルの手続に間に合わないこ

とがある。

物品・役務電子調達システムまたは  
滋賀県会計管理局管理課 TEL 077-528-4314  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

## 5 説明会

開催しない。

## 6 質問のおよび回答の方法等

### (1) 質問方法

電子メールまたはFAXにより、質問票（別添【様式1】）を「12 担当部署」に提出すること。

- ① 標題には「第六次廃棄物処理計画等策定事業委託プロポーザル質問：事業者名〇〇」と記載すること。
- ② 提出後、必ず電話で連絡すること。

### (2) 質問受付期限

令和7年6月4日（水）午後5時

### (3) 回答方法

質問内容とその回答については、県ホームページ滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 内の新着情報

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/343931.html>)にて公表する。

### (4) 回答期日

令和7年6月9日（月）

## 7 参加申込み・企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

参加申込みを行う者は、以下の①～⑥の書類（⑤⑥の書類については該当する場合のみ）を提出すること。なお、提出書類の形式はすべてA4サイズとすること。

① プロポーザル応募申込書（別添【様式2】）正1部

② 企画提案書 正1部 副4部

ア 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるように解りやすく表現すること。

イ 企画提案書には、各業務を実施するにあたっての基本的な考え方、調査検討の目的・対象・手法、合理・客観的根拠、具体的な内容（アウトプットイメージ）等を記載すること。

ウ 企画提案書は、業務委託仕様書に記載している条件を満たし、かつ、当業務の目的を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とするとともに、【別紙】審査基準を参考として作成すること。

③ 業務の実施体制 正1部 副4部

本業務の実施体制（人員配置等）を記載すること。

④ 経費見積書 正1部 副4部

ア 経費見積書には、「第六次廃棄物処理計画等策定事業委託仕様書」を基に、着手から業務完了までに要する経費とその内訳を記載すること。内訳は、仕様書3（1）第六次廃棄物処理計画策定支援業務と（2）廃棄物処理長期広域化・集約化策定業務を区別するとともに、業務ごとの経費を記載すること。

イ 消費税および地方消費税を含むこと。（税額を明示すること。税率は10%とする）

⑤ 類似業務実績を記した書類 正1部 副4部

過去5年間において、公的機関の委託事業等で、当該委託事業に類似する事業を実施したことがある場合は、事業実施の概要がわかる書類。

⑥ 社会政策推進関係資料 各1部

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し。または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。

イ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する取組について

（ア）障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し。

（イ）障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合委は、申立書。

（ウ）「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。

（エ）障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。

エ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認証通知書（滋賀県発行）の写し。または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。

オ 環境マネジメントシステムについて

（ア）国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証を受けている場合には、審査登録機関の証明書の写し。

（イ）一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録を受けている場合は、認証・登録証の写し。

（ウ）特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録を受けている場合は、登録証の写し。

（エ）一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証を受けている場合

は、認証の写し。

## (2) 提出方法

持参または郵送により、「12 担当部署」に提出すること。

- ① 持参の場合は土・日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。
- ② 郵送の場合は簡易書留郵便により期限までの必着とし、必ず企画提案書等を郵送したことを電話で連絡すること。

## (3) 提出期限

令和7年6月16日(月)午後5時

## 8 審査概要

### (1) 審査方法

当課が設置する審査会において、提出された企画提案書等および応募者によるプレゼンテーションの内容について、以下の【別紙】審査基準に基づき提出者ごとに審査を行い、採点する。なお、プレゼンテーションの時間は1提出者につき10分以内とし、7(1)の提出書類に基づき説明を行うこと(プロジェクターによる投影は行わない)。

### (2) 審査員

以下の3名とする。

- ① 滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課長
- ② 滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 サーキュラーエコノミー推進係長
- ③ 滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 企画・環境学習係長

### (3) 審査会

- ① 開催日時：令和7年6月24日(火)13時30分から(遅くとも16時30分までに終了)  
※各提出者のプレゼンテーションの開始時刻は別途通知する。
- ② 開催場所：滋賀県庁本館5階 5-B会議室

## 9 契約予定者の決定方法

各審査員の採点結果を集計し、予定価格の範囲内において総合点の最も高かったものを契約予定者とする。なお、最高得点が複数あった場合は、最も見積価格が低いものを選定する。ただし、総合点が満点の6割に満たない場合は、契約予定者とししない。

## 10 結果通知

審査結果については、企画提案書等の提出のあった事業者全員に文書で通知する。

## 11 留意事項

(1) 次の各号いずれかに該当した場合は、企画提案書等は失格とするので注意すること。

- ① 提出期限に遅れた場合
- ② 企画提案書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- ③ 企画提案書等に虚偽の記載があった場合  
(これにより県が損害を被った場合は、賠償を請求することがある。)
- ④ 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

- ⑤ その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (2) 提出された書類について、追加、削除、差し替え等は認めない。
  - (3) 提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、また、必要な要件をすべて満たしていない場合は、審査の対象としない場合がある。
  - (4) 提出された書類はすべて返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用しない。
  - (5) この公募型プロポーザルに要する経費は、すべて各事業者負担とする。
  - (6) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
  - (7) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法および滋賀県財務規則をはじめとする諸規定に従うこと。

## 12 担当部署

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

管理調整係（担当：安堂）

サーキュラーエコノミー推進係（担当：中西）

TEL:077-528-3470 FAX:077-528-4845 E-mail:df00530@pref.shiga.lg.jp